



# 島根県報

令和2年10月16日（金）

第 150 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（ 〃 ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（ 〃 ）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出（6件）	（中小企業課）	4
補助金等交付規則第3条の規定により島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 （なりわい再建支援事業）の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	10

### 【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	11
---------	---------	----

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における病理検査システム調達に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	11
------------------------------------	---------	----

### 【警本告示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（警 察 本 部）	14
-----------------------------------	-----------	----

### 【正 誤】

令和2年10月2日付け島根県報第146号中	（森林整備課）	14
-----------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第599号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社サンフラワーズ	ジュニアクラブ彩心	浜田市相生町4222番地3	令和2年10月1日

**島根県告示第600号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
スイング大田薬局	大田市大田町イ202-9	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
スイング薬局高岡店	出雲市高岡町54	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
スイング平田薬局	出雲市西平田町50	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
とまと薬局長沢店	浜田市長沢町550-16	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092-18	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
ほくよう薬局	出雲市武志町836-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
星高調剤薬局	江津市渡津町790	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年10月1日
心療内科ビタミンミネラル自然治	松江市東朝日町136-2	精神通院医療	令和2年10月1日

癒力活性松江ホリスティッククリニック			
自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科横田スサノオクリニック	仁多郡奥出雲町横田1009-6	精神通院医療	令和2年10月1日
スイング上乃木薬局	松江市上乃木一丁目2-21	精神通院医療	令和2年10月1日
フロンティア薬局乃白店	松江市乃白町2001	精神通院医療	令和2年10月1日
こころね訪問看護ステーション渡橋町	出雲市渡橋町346	精神通院医療	令和2年10月1日

## 島根県告示第601号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸山達也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
松尾 将人	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和2年9月30日
山根 縁	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和2年9月30日
前木 奈津美	リハビリテーション科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	令和2年9月30日

## 島根県告示第602号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸山達也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市鹿島町上講武字地冷2778
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第603号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町中村荷場山858-36
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 島根県告示第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
みしまや楽山店 島根県松江市西川津町2081-1
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99
  - (3) 変更した事項
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功  
(変更後) 株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功  
(変更後) 株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史
  - (4) 変更の年月日  
令和2年7月27日
- 2 届出年月日  
令和2年10月6日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目34-6

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

(変更後) 株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	令和2年7月27日退任
(有) 岡三英堂	島根県松江市寺町132	岡 敏和	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
(有) 三英堂	島根県松江市浜乃木一丁目1-53	岡 敏和	令和元年9月2日名称及び住所変更

## (4) 変更の年月日

(3)ア：令和2年7月27日

(3)イ：上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和2年10月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

（変更後）株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	令和2年7月27日退任
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
(有) 風流堂	島根県松江市矢田町250番地50	内藤 葉子	平成29年9月1日住所変更、令和元年10月25日代表者変更

(4) 変更の年月日

(3)ア：令和2年7月27日

(3)イ：上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年10月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや田和山店 島根県松江市田和山町41

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

（変更後）株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

（変更後）株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

(4) 変更の年月日

令和2年7月27日

2 届出年月日

令和2年10月6日

---

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第608号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

（変更後）株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

（変更後）株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

## (4) 変更の年月日

令和2年7月27日

## 2 届出年月日

令和2年10月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等



## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第609号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功

（変更後）株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史

## (4) 変更の年月日

令和2年7月27日

## 2 届出年月日

令和2年10月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第610号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸山達也

1 補助金等の名称

島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）

2 交付の目的

補助金は、令和2年7月豪雨による災害により被災した中小企業者、小規模企業者並びに中堅企業及びみなし中堅企業（以下「中小企業者等」という。）が県が定める中小企業施設等災害復旧費補助金復興事業計画（4において「復興事業計画」という。）に沿って行う事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく中小企業支援事業の実効性を確保するとともに、地域経済の基盤となる中小企業者等の被災からの再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とする。

3 交付対象者

県内に事業所を置く中小企業者等又は特定被災事業者（島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第2条第7項に規定する特定被災事業者をいう。4において同じ。）で、次の(1)から(3)までのいずれにも該当しないもの。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。(2)において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（(2)において「暴力団員」という。）
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 島根県において県税（地方消費税を除く。）の未納の徴収金（納期が到来していないものを除く。）がある者

4 交付の対象となる事業、補助対象経費、補助率等及び上限額

交付の対象となる事業	補助対象経費	補助率等	上限額
中小企業者等の所有する施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業者等が復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な施設若しくは設備（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号に規定する料理店及び同項第5号に規定する遊技設備を除	施設費及び設備費並びに宿舍整備のための事業費	(1) 島根県内の中小企業者及び小規模企業者 補助対象経費の4分の3以内 (2) 島根県内の中小企業者及び小規模企業者以外 補助対象経費の2分の1以内 (3) 特定被災事業者 ア 補助対象経費が1億円以下の場合 補助対象経費の全額 イ 補助対象経費が1億円を超える場合 1億円（以下「定額部分」という。）に補助対象経費から定額部分を控除した額に次に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める割合を乗じて得た額を加えた額	3億円 (特定被災事業者にあつては、定額部分を含む。)

く。)及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を目的としたものを除く。)の復旧又は整備を行う事業		(7) 中小企業者及び小規模企業者 4分の3以内 (イ) 中小企業者及び小規模企業者以外 2分の1以内	
---	--	--	--

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について奥出雲町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年9月18日から令和3年2月19日まで
- 3 作業地域  
奥出雲町

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年10月16日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
病理検査システム調達 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
  - (3) 納入期限  
令和3年5月31日（月）
  - (4) 納入場所  
島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院
- 2 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加さ

せないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営部業務課  
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和2年10月16日から同年11月12日までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

##### ア 提出期限

令和2年11月13日（金）午後5時まで

##### イ 提出方法

持参又は郵送

##### ウ 提出場所

(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

##### ア 提出期限

令和2年11月26日（木）午前10時00分まで

##### イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、11月25日（水）午後5時までに到着していること。

## ウ 提出場所

令和2年11月25日（水）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

## (6) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和2年11月26日（木）午前10時00分

## イ 場所

島根県立中央病院 1階 会議室5

## 5 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Pathological examination system, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : May 31, 2021

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 a.m. November 26, 2020

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on November 25, 2020)

- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi,  
Shimane, 693-8555 Japan  
TEL : 0853-30-6430

## 島 根 県 警 察 本 部 告 示

### 島根県警察本部告示第62号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成23年島根県警察本部告示第62号）の一部を次のように改正し、令和2年10月16日から施行する。

令和2年10月16日

島根県警察本部長 警視長 堀 内 尚

表中「島根県非常勤嘱託員採用試験」を「島根県警察会計年度任用職員採用試験」に改める。

## 正 誤

令和2年10月2日付け島根県報第146号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第587号中	1 解除に係る保安林の所在場所 安来市広瀬町広瀬2366  3 解除の理由 指定理由の消滅	1 解除に係る保安林の所在場所 安来市広瀬町広瀬2366（次の図に 示す部分に限る。）  3 解除の理由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面 を島根県庁及び安来市役所に備え置 いて縦覧に供する。）